

財産保全サービスのごあんない

1. 財産保全サービスとは……………？

高齢や障害などが原因で、自分で財産の保全が困難な方に対して、本人に代わって財産をお預かりし、銀行の貸金庫に安全に保管します。

また、将来、老人性認知症などで判断能力が低下した後も、『財産保全サービス』の提供を希望される方は、あらかじめ特約を結んでおくことで契約を継続することができます。

2. 利用できる方

墨田区民であって次の(1)、(2)両方の要件にあてはまる方

- (1) 契約するとき、その意思の確認ができる方
- (2) おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者およびこれに準ずる世帯
または
自分では財産の管理が困難な障害者

3. お預かりする財産の種類

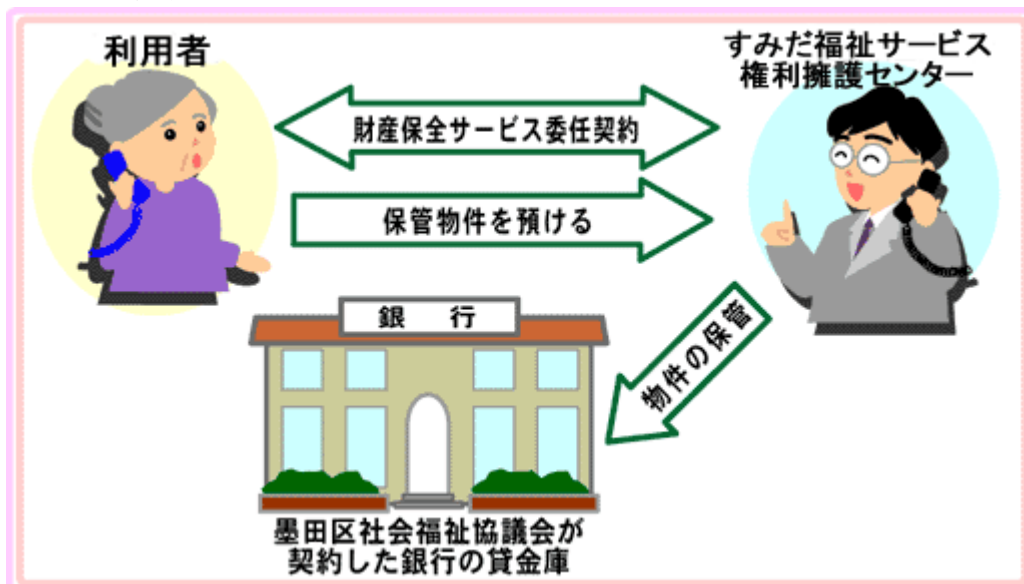
- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 定期・定額の預貯金通帳や証書 | (4) 印鑑登録済の印や銀行印 |
| (2) 債券・株券などの有価証券 | (5) 保険などの契約証書 |
| (3) 不動産登記証書などの権利証書 | (6) その他(例：遺言公正証書 など) |

4. お預かりできないもの

例：現金、普通預貯金通帳、貴金属類、書画、骨董、美術品など

5. 利用料 年額4,000円

6. サービスのしくみ



1. サービスの期間

契約は1年間ですが、繰り返し更新することができます。

2. 委任契約の締結

このサービスを利用するには、委任契約を結んでいただきます。

なお、この契約の際に、財産の保全管理状況の報告書(年2回)を受け取る人を、ご本人以外にもう1人指定することができます。また、保管している物件を何らかの事情で自分が受け取れなかったときに代わりに受領する人を、1人指定することができます。

3. 判断能力が低下した後のサービスの提供

委任契約を結ぶときに、ご希望により、老人性認知症などで判断能力を失った後も『財産保全サービス』の提供が継続して受け取ることができる「特約」を結ぶことができます。

4. お申込みの方法

このサービスの利用をご希望の方は、まず電話でお気軽にお問い合わせください。くわしいご説明をさせていただきます。この事業の内容をご理解いただいたうえ、ご自宅をご訪問させていただくなどして、手続を進めていきます。

**社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会
すみだ福祉サービス権利擁護センター**

〒131-0032 墨田区東向島二丁目17番14号

すみだボランティアセンター3階

相談専用電話 5 6 5 5 - 2 9 4 0

FAX 3 6 1 2 - 2 9 4 4

受付時間 月～金 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

ホームページアドレス <http://www.sumida-shakyo.or.jp/>